

今帰仁村農業振興地域整備計画変更案意見書の回答(追加)

	受付日	申請地番	意見	回答
33	令和8年3月9日	-	<p>今帰仁農業振興地域整備計画の変更案の5ページ(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針において、「現況農用地」952.4haと記載されているが正しいですか。3ページの農用地1,013.9haを952.4haとし、土地改良施設用地61.6haと記載すべきです。</p> <p>2 令和4年度の基礎調査以降、農振除外申出の受付が停止されてきたが、農業用施設用地への用途変更の受付は認め、公告等の法手続きもさしていたが、この変更案には反映されていない。</p> <p>3 農振農用地(色地)の面積はH21年度は1,172.0ha、H29年度は1,065.3ha、今回は1,056.2haと推移している。平成29年度の計画と比較すると、農用地は434.9ha(31%)減少し、色地においても208.6ha減少し、土地改良施設は46.3ha増加し、色地においては18.5ha増加し、農業用施設は色地において5ha減少している。宅地は94.6ha(39%)増加している。など、すべての面積がかなり大きく変化しているが記載されている面積でよいのか。これだけ大きく変化しているものをどのように分析し、どのような将来像を想定して10年後の目標を設定したのか。</p> <p>4 今回の全体見直しにより、除外変更した土地利用変更面積の概要はどうなっているのか。また、それぞれの変更について、どのような基準でどのように審査したのか、個別検討調書のよなものとは該当地の地権者であれば見たり説明をうけることはできるのか。</p>	<p>1.952.4haの記載は正しいです。</p> <p>各種数値や表については、国の「農業振興地域制度に関するガイドライン(農水省)令和7年6月27日7農振第975号」に基づいて決められた様式に沿って整えております。</p> <p>2 本見直しは令和5年4月より開始しておりますが、開始以降の追加変更・反映については計画策定以降に対応する予定です。農業用施設用地の軽微な用途変更がほとんどであり、これについては、村が管理していることから、反映させていません。</p> <p>3 平成29年度の数値について、すべて現地調査した結果となっておりますが、当時は見た目が原野化していても農用地であれば原野化農地として処理(要するに、畑とした)していました。</p> <p>また、土地改良施設用地については、航空写真判読や現況地目の整理により精度が増したものです。</p> <p>農業用施設用地については、現況ではなく計画書指定および申請に基づく指定のみを対象としたためです。</p> <p>(※本来、農業用施設用地とは現況が施設として利用している状況を指定するものではなく、施設用地として確保する必要がある土地を指定する考え方です。)</p> <p>宅地については、航空写真判読により判定されました。</p> <p>10年後将来予測については、過年度の除外・転用の推移や村の上位計画などを勘案して総合的に調整しています。</p> <p>4 今回の全体見直しについての基準については、農用地等以外の用途を目的とした除外は要件を満たす場合に除外することができるため、要件を基準としています。個別の説明については、意見書の回答で対応いたします。</p>